

# 「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」説明資料

全国生活衛生同業組合中央会 理事長 田中秀樹

令和6年4月15日

## ◇ 全国生活衛生同業組合中央会の構成団体（全国生活衛生同業組合連合会 16業種）

- ・ 全国理容生活衛生同業組合連合会
- ・ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国麺類生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食肉生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国すし商生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国中華料理生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
- ・ 全国料理業生活衛生同業組合連合会

(参 考)

(一社) 全国生活衛生同業組合中央会 構成団体

全国理容生活衛生同業組合連合会	理事長	大森利夫
全日本美容業生活衛生同業組合連合会	理事長	吉井真人
全国興行生活衛生同業組合連合会	会長	佐々木伸一
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	会長	野澤勝義
全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会	理事長	石田 真
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	会長	井上善博
全国麺類生活衛生同業組合連合会	理事長	田中秀樹
全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会	理事長	福島美男
全国食肉生活衛生同業組合連合会	会長	肥後辰彦
全国飲食業生活衛生同業組合連合会	会長	森川 進
全国すし商生活衛生同業組合連合会	会長	浅野哲哉
全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会	会長	新井真一
全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会	会長	田村 真
全国中華料理生活衛生同業組合連合会	会長	光森幸夫
全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会	会長	中島ヒロ子
全国料理業生活衛生同業組合連合会	会長	三田芳裕

# 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律

(昭和32年法律第164号)

## 第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、**営業者の組織の自主的活動を促進する**とともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、**もって公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与する**ことを目的とする。

## 第3条(生活衛生同業組合)

営業者は、自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、**政令で定める業種ごとに、生活衛生同業組合を組織することができる。**

## ◇ 法律施行令

### 第1条(業種)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第3条(略)に規定する**政令で定める業種は、別表のとおり**とする。

#### 別表

- ① すし ② めん類 ③ 中華 ④ 社交 ⑤ 料理 ⑥ 一般飲食 ⑦ 喫茶 ⑧ 食鳥肉 ⑨ 食肉 ⑩ 冰雪  
⑪ 理容 ⑫ 美容 ⑬ 興行 ⑭ ホテル・旅館 ⑮ 簡易宿所 ⑯ 下宿 ⑰ 公衆浴場 ⑱ クリーニング

# 生活衛生関係営業の状況

種 別	事業所数 (平成28年)	事業所数 (令和3年)	増減数	増減率	従業者数 (平成28年)	従業者数 (令和3年)	増減数	増減率	1事業所の従業者数 (令和3年)
全産業（公務除く）	5,340,783	5,156,063	▲184,720	▲3%	56,872,826	57,949,915	1,077,089	2%	11.2
生活衛生関係営業（計）	1,075,588	944,603	▲130,985	▲12%	6,684,490	5,869,398	▲815,092	▲12%	6.2
理容業	99,704	87,048	▲12,656	▲13%	198,782	168,442	▲30,340	▲15%	1.9
美容業	172,304	162,431	▲9,873	▲6%	443,241	408,707	▲34,534	▲8%	2.5
興行場（映画館等）	3,779	4,804	1,025	27%	58,114	59,963	1,849	3%	12.5
洗濯業（クリーニング）	55,908	43,136	▲12,772	▲23%	322,049	264,503	▲57,546	▲18%	6.1
一般公衆浴場（銭湯）	3,013	2,250	▲763	▲25%	16,235	12,538	▲3,697	▲23%	5.6
宿泊業（旅館、ホテル）	48,963	45,072	▲3,891	▲8%	678,833	625,912	▲52,921	▲8%	13.9
飲食業	590,847	499,176	▲91,671	▲16%	4,120,279	3,489,039	▲631,240	▲15%	7.0
麺類（そば・うどん）	29,137	24,980	▲4,157	▲14%	202,629	176,136	▲26,493	▲13%	7.1
一般飲食（レストラン、食堂等）	148,477	133,169	▲15,308	▲10%	1,414,084	1,273,609	▲140,475	▲10%	9.6
和食（料亭）	50,156	44,372	▲5,784	▲12%	491,752	408,665	▲83,087	▲17%	9.2
すし	22,557	19,122	▲3,435	▲15%	255,323	254,523	▲800	0%	13.3
中華	52,672	47,432	▲5,240	▲10%	375,791	344,559	▲31,232	▲8%	7.3
喫茶	67,198	58,664	▲8,534	▲12%	328,893	307,670	▲21,223	▲6%	5.2
社交（バー、クラブ等）	220,650	171,437	▲49,213	▲22%	1,051,807	723,877	▲327,930	▲31	4.2
食肉販売	17,426	15,244	▲2,182	▲13%	127,729	122,570	▲5,159	▲4%	8.0
その他	83,644	85,442	1,798	2%	719,228	717,724	▲1,504	0%	8.4

出典：総務省 令和3年経済センサス 活動調査

## ◇ 生活衛生業 及び 生活衛生同業組合の近況

生活衛生業界の振興のため、ご理解、ご指導をいただき感謝申し上げます。

今なおコロナ禍をはじめ、エネルギー価格・物価高騰等の影響から抜け出せない事業者が多い生活衛生業及び生活衛生同業組合の現状にご配慮ください。

・ 令和2年1月、我が国初のコロナ感染者が発見されて以降、不特定多数の方々がお客である生活衛生業（以下「生衛業」という。）は、感染拡大のリスクが高い業種として様々な制約が課されることになり、飲食、宿泊関係の業種を中心に営業休止が要請されるなど、生衛業の事業者の多くが未曾有の被害を受け4年余りが経過しました。

・ 新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられ、海外からの旅行者を含め生衛業のお客は増え、売上は概ねコロナ前の状況に戻っています。

しかし、長引く物価高騰(光熱費、原材料費)等により、採算(収益)ベースをみると、まだまだコロナ前には戻り切れず、多くの生衛業の小規模事業者は引き続き厳しい状況に置かれています。

また、事業者の中には多額のコロナ関係の負債（コロナ融資の返済等）を抱えて苦しんでいます。

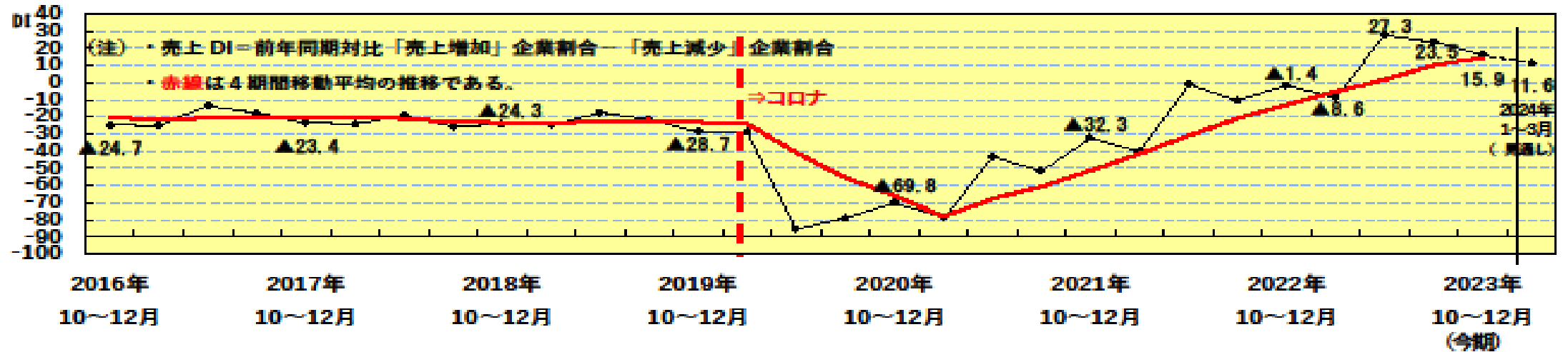
・ このため、これらの状況を改善する政府の様々な施策、補助金等の支援をいただいているものの、業種や地域によっては厳しい状況が続いています。

このような中、本年も社会保険適用拡大が行われ、さらに今後、拡大等の検討が進むことに対して生衛業界は不安を感じています。

# 1. 売上

- 売上DIは、前期から7.6ポイント低下し、15.9となった。
- 来期は4.3ポイント低下し、11.6となる見通し。

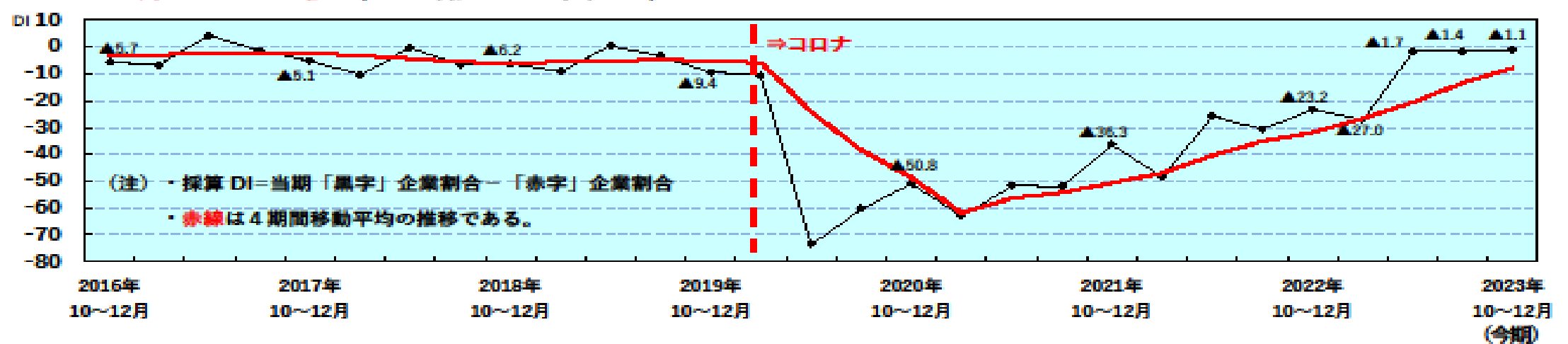
## 売上DIの推移（生活衛生 全業種計）



# 2. 採算

- 採算DIは、前期からマイナス幅が0.3ポイント縮小し、▲1.1となった。

## 採算DIの推移（生活衛生 全業種計）



# ◇ ヒアリング説明事項

## 1. 労働者の就労の実態について

### ① 短時間労働者の雇用・就労状況

生衛業の事業所数(944,603事業所)は、全民営事業所数(5,156,063事業所)の18.3%であり、従業者数は10.1%を占めています。また、生衛業の法人事業所数 357,593が全法人事業所数の10.3%であるのに対し、個人事業所数は586,122で全個人事業所数の35.7%を占めており、生衛業は個人事業者が多い状況を示しています。さらに、生衛業の個人事業所は生衛業全体の62%であり、経営基盤の脆弱な事業者が多数を占めています。一方、令和5年労働力調査(総務省)によると短時間労働者(非正規従業員)は全雇用者の35%であり、生衛業においては約204万人と推計されます。

分 類	民営事業所 総数		個 人		法 人	
	事業所数	従事者数	事業所数	事業者数	事業所数	事業者数
	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)	構成比(%)
生活衛生業 (公務除く)	944,603 18.3%	5,869,398 10.1%	586,122 35.7%	1,454,541 31.8%	357,593 10.3%	4,408,639 8.3%
飲食業	499,176 9.7%	3,489,039 6.0%	311,574 19.0%	920,531 20.1%	187,251 5.4%	2,566,087 4.8%
宿泊業	45,072 0.9%	625,912 1.1%	15,312 0.9%	45,853 1.0%	29,568 0.8%	578,593 1.1%
洗濯、理容、美容、 浴場業	325,730 6.3%	1,009,874 1.7%	244,248 14.9%	434,116 9.5%	81,159 2.3%	573,555 1.1%

全産業の事業所(公務除く)における従業者49人以下の事業所数は約495万でその割合は96%ですが、生衛業の飲食店は98.6%、宿泊業は93.4%、洗濯・理容・美容・浴場業については99.2%と、これらのデータからも生衛業が小規模事業者によって営まれている実態が明らかであり、被用者保険の適用が従業員50人以下まで拡大されることになれば、その影響は計り知れません。

## ② 短時間労働者の雇用・就労を取り巻く環境変化

人手不足の状況を有効求人倍率（厚生労働省職業安定局 令和6年2月分一般職業紹介状況）で見ると、全職業計(常用(パート含む))の有効求人倍率 1.26に対して、「生活衛生サービス職業従事者」は 3.32、「飲食物調理従事者」 2.80、「接客・給仕職業従事者」 2.97となっており、生衛業が人手不足の状況にあることを示しています。

短時間労働者の給与水準を「令和5年賃金構造基本統計調査」の「正社員・正職員以外」に関するデータをみると、全産業平均月額が 226.6千円(対前年+2.4%)であるのに対して宿泊業・飲食サービス業は 197.4千円(対前年+6.7%)で、内訳は男性が214.1千円(対前年+3.4%)、女性は188.7千円(対前年+7.7%)となっており男女の賃金格差がみられるものの女性の賃上げが目立っています。

また、宿泊業・飲食サービス業においては、正社員・正職員全体の平均月額が 284.1千円（対前年▲0.4%）であるのに対して短時間労働者の賃金月額は正社員・正職員の 69.5%となっています。

## ③ 個人事業所における雇用の状況

全産業に占める個人事業所(1,640,810)は31.8%で、生衛業においては宿泊業は34.0%ですが、飲食店は 62.4%、洗濯・理容・美容・浴場業にあっては 75.0%であり、個人事業所が多くを占めています。



## 2. 被用者保険の適用拡大の影響・課題について

### ① 過去の適用拡大が短時間労働者や企業に与えた影響

#### <メリット>

- ・事業者は適用拡大による社会保険の完備により、適用外の事業所と比較し求人面で有利となった
- ・従業員は社会保険の恩恵を得ることができた

#### <デメリット>

- ・保険料の事業主負担がコロナ禍、物価高騰等により甚大な影響を受けた事業者の過重となった
- ・社会保険事務に係る管理・事務処理費用等が新たに生じた
- ・労働者は保険料負担により手取り給料が減るため、事業者は人手確保のため賃金を上げざるを得ず、経営面でさらに苦境に立つことになった（年収の壁を意識する働き方は継続した）

### ② 現在の短時間労働者の適用要件に関する課題

被扶養者のまま働きたい労働者を確保するため、事業者は労働時間、労働日数の減少で対応せざるを得ず、シフトや人員配置の見直しが必要となるなど稼働率を維持するために頭を悩めている。

### ③ 現在の個人事業所の適用範囲に関する課題

生衛業は、健康保険法、厚生年金保険法に規定する17業種ではなく、また、個人事業所は非適用業種（任意包括適用）とされており、被用者保険の適用を受けることは可能となっていますので、現状で特に問題は生じていません。

#### ④ 更なる適用拡大が行われる場合の影響見込み

- ・ 2024年10月からの従業員数51人以上の適用拡大の場合は、生衛業の中でも主に旅館・ホテルや大規模飲食店が対象になると想定していますが、今後さらに従業員数50人以下も対象にすると小規模事業者の多い生衛業としては大きな影響を受け、事業主負担の増加により更なる債務超過に陥るなど、厳しい経営を強いられる事業者が増加するため、大きな反発が生じます。
- ・ 人手不足の中、更なる適用拡大を行えば、労働者、事業者双方の負担が増え、労働者はより労働条件の良い事業所に流出し、経営基盤の脆弱な事業所は人手不足が加速して経営の維持すら難しくなることが予想されます。

#### ⑤ 適用拡大への対応を行う上で、有効と考えられる取組・支援

- ・ 社会保障制度を維持していくために適用拡大が必要不可欠であり、労働者、事業者にとってもメリットがあることを周知し、労働者に納得・実感させることができる施策
- ・ 労働者にとっては「年収の壁」との関係が改善され、様々な働き方を選択しても社会保険の公平感が保たれる仕組みであることを納得させられる施策
- ・ 生衛業の事業者にとっては、事業主負担等を吸収できる収益向上を図ることが優先課題であり、そのための支援策の実行が不可欠

### 3. 働き方の多様化が進展することに伴う課題について

#### ① 多様な働き方を行う労働者（複数の事業所勤務、フリーランス、ギグワーカー等）の実態

- ・「令和4年度フリーランス実態調査」（内閣府、厚生労働省等調査）をみると集計総数2,119名のうち、職業別従事者は「生活衛生サービス職業」2.4%、「飲食物調理」0.7%、「接待・給仕職業」1.0%です。
- ・「副業・兼業の現状」（厚生労働省 平成29年調）でみると集計数9,299人のうち、収入の最も多い副業として「宿泊業・飲食サービス業」は9.4%でした。
- ・（公財）全国生活衛生営業指導センターの経営状況調査（2023年4~6月期）をみると、6月末時点の1店舗に従事する平均臨時雇用従事者（短時間労働者）は、理容 1.4人、美容 1.5人に対して旅館・ホテルは 20.7人、一般飲食 6.1人、料理(料亭)7.2人でした。一方、社交飲食業(バー、スナック等)は3.5人でコロナ禍前の平成28年6月末の4.8人を下回り、コロナ禍等による生活様式の変化の影響が感じられます。

#### ② 働き方が多様化することで生じる被用者保険の適用に関する課題

- ・人手不足の中、最近の民間企業によるギグワーカーを提供する仕組みは、生衛業にとっても使い勝手が良く、飲食業をはじめ、宿泊業においても活用されています。この仕組みによる従業員確保は被用者保険の事業主負担が生じず、人材も即戦力の能力を有し、雇用することも可能であるため、今後ますます活用されるものと想像されます。事業者にとって利用しやすく、労働者も時間の有効活用で収入を得られますが、労働者の社会保障、社会保険の面からは検討が必要と思われます。

## 4. 生活衛生同業組合中央会としての意見、要望

### ① 適用拡大について総論は理解

- ・ 社会保障制度、社会保険制度を維持していく観点からは、社会保険の適用拡大が必要であることは生衛業界としても理解しますが、影響が大きいいため公平性を保つ慎重な議論、検討をお願いします。
- ・ 美容業は、美容師養成施設等から社会保険が完備されていない事業所に新たな美容師は紹介できないとする動きもあり、全日本美容業生活衛生同業組合連合会は美容所の社会保険適用を推進しています。
- ・ しかし、小規模事業者が多い生衛業においては、適用拡大による新たな事業主負担に対応できない脆弱な事業者も多いため、慎重な検討と有効な支援策の実施を求めます。

### ② 生衛業を法定17業種に加えることは反対

- ・ 生衛業は健康保険法、厚生年金保険法に規定する17業種外であり、個人事業所は非適用業種（任意包括適用）とされ、希望すれば被用者保険の適用を受けることができ、現在、特に問題はありません。

### ③ 標準報酬月額、勤務時間・日数の適用拡大に向けた改正は反対

- ・ 月額8万8千円の標準報酬月額、週労働時間等の改正は、被扶養者として就業を希望する人手を減少させ、事業所の労働力不足を助長するため反対（「年収の壁」問題、被扶養者対象外の影響への対応も重要）

### ④ 多様な働き方を受け入れる施策が必要

- ・ 短時間労働者が社会保障、社会保険の公平感を実感し、多様な働き方が進む制度をお願いいたします。

